

効果法

ドイツの法学者チーテルマンが、法律行為の定義に関する論争を背景に、法律行為の準拠法は、事実から発生する効果を支配する法(*Wirkungsstatut*)だと主張したことに由来する。現在では、彼の提唱した「準拠法単一の原則」(効果法は、法律行為の成立要件及び効力などを統一的に支配すべき)を前提にして、法律行為自体の実質の準拠法を指す。*Lex causae* 又は行為準拠法(*Geschäftsstatut*)ともいう。より一般的には、国際私法規則の指定に従い、法定債権を含む特定の法律関係の基準となるべき法秩序、すなわち準拠法を意味する。*Lex causae*「事案または事件(*causa*)の法」の対立概念は、*lex fori* (法廷地法)すなわち「裁判官に固有の法」である。以上に対して、婚姻など家族法上の法律行為の場合は、法律行為としての婚姻締結とその効果が区別され、それぞれ締結行為の準拠法(独民施 13、法例 13 参照)と効果法(独民施 14、法例 14 参照)によって規律される。

法律関係性質決定に関して、法廷地法説に対する効果法説という場合は、国際私法が指定する準拠法という意味である。また、代理の準拠法について代理人がする法律行為自体の準拠法や、法律行為の方式について本則である法律行為の実質の準拠法(法例 8 I 参照)を指す場合がある。

[野村美明]